



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

給付型

まごころ奨学金

まごころ奨学金は、犯罪被害に遭われた方の子どもを対象とした給付型の奨学金です。

対象

保護者(父または母など)が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の給付を必要とする家庭の子どもで、高校・大学・大学院・短大・専修学校(専門課程・高等課程)・高等専門学校に在学しているか進学を予定している方

形式

給付

期間

在学する学校の正規の修学期間

給付額

	月 額	入学一時金
大学院	50,000 円	300,000 円
大学・短大 高等学校 4 年以上 専修学校専門課程	50,000 円	300,000 円
高等学校 高等専門学校 3 年以下 専修学校高等課程 特別支援学校高等部	国立・公立 17,000 円 私立 25,000 円	50,000 円

申請

ご申請は随時受け付けております。ホームページをご確認いただくか、下記お問い合わせ先へご連絡ください。募集要項は日本財団よりお取り寄せいただくこともできますのでお気軽にお問い合わせください。

審査期間

申請から審査・給付開始まで、
おおよそ4ヵ月～6ヵ月間かかります。

申請書のダウンロード・お問い合わせ・受付は

日本財団 まごころ奨学金 係

預保納付金支援事業 HP : <http://nf-yoho.com>

電話 : 03-6229-5111 Fax : 03-6229-5160

ホームページはスマートフォンからご覧いただけます。

Email : magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

※携帯電話のメールからお問い合わせいただく場合は上記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。



まごころ奨学金について

預保納付金支援事業とは？

振り込め詐欺救済法では、被害者にお返しできなかったお金は、預金保険機構(*)に納付することになっています。(このお金を「預保納付金」といいます。)

預保納付金は、振り込め詐欺救済法に基づき、2013年度より、犯罪被害に遭われたご家庭の子どもを対象とした「奨学金事業」と、犯罪被害者を支援する団体を対象とした「助成事業」に使われることになりました。

日本財団は、この2つの事業からなる預保納付金支援事業の担い手団体として選ばれ、2013年度から奨学金事業と助成事業を行っています。

※預金保険機構とは

預金保険法に基づき設立された認可法人です。

振り込め詐欺救済法に基づき、振り込め詐欺等の被害に遭われた方へ、被害の回復等に関する公告業務を行っている他、預金保険法に基づき金融機関の破たん処理に関する業務等を行っています。

担い手である日本財団とは？

日本財団は、公益活動を行う民間団体で、2012年10月1日には設立50周年を迎え、以下を活動理念として掲げています。

日本財団活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

その中で、これまで約20年にわたり犯罪被害者支援に携わってきました。

これまでの実績を元に、これからも犯罪被害者支援の充実のために活動します。